

# 米国と EU の対イラン制裁緩和措置

2014年2月

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）

ジェトロ・ドバイ事務所

進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

#### 本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ドバイ事務所がリテイン契約に基づき現地法律コンサルティング事務所 Clyde & Co LLP から提供を受けた情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは筆者の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Clyde & Co LLP は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Clyde & Co LLP がかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書にかかる問い合わせ先：

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）  
進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課  
E-mail：OBA@jetro.go.jp

ジェトロ・ドバイ事務所  
E-mail：info\_dubai@jetro.go.jp

**JETRO**

本報告書作成委託先：

Clyde & Co LLP, Dubai  
Level 15, Rolex Tower,  
Sheikh Zayed Road,  
PO Box 7001, Dubai, UAE  
Tel: +971 4 384 4000  
Fax: +971-4-384-4004  
E-mail：mero@clydeco.ae

كليرد وكو  
**CLYDE&CO**

## 米国と EU の対イラン制裁緩和措置

2013 年 11 月 24 日にイランと P5+1 により合意されたジュネーブ共同行動計画 (JPOA) の第一段階が、2014 年 1 月 20 日、欧州連合 (EU) と米国により同時に実施されました。

第一段階の期間は 6 か月間で、その後合意の上さらに 6 か月延長可能とされています。この目的は、P5+1 がイランと、イランの核開発への懸念に対する包括的な解決へ向けた協議を進める素地を築き、対イラン制裁の撤廃を目指すことにあります。この期間中、イランは核兵器を削減し制限するためにさまざまな自主的措置を講じることが求められており、その見返りとして、P5+1 は”適度な制裁緩和”のために数々の自主的措置を講じることを約束しています。

この一時的制裁緩和は、EU 理事会規則 267/2012 の改訂と、米国の JPOA”実施資料”の発表により、2014 年 1 月 20 日実施されました。

### **EU による制裁緩和措置**

理事会改訂規則 (2014/42/ EU) により、EU の対イラン制裁の一部が以下のとおり緩和されます。:

原油および石油製品—理事会規則 267/2012 第 11 条

- ・イラン産あるいはイランから輸出される原油や石油製品に対する輸送禁止が一時停止されます。
- ・イラン産あるいはイランから輸出される原油や石油製品の輸入、購入、輸送に対する保険、再保険の提供禁止が一時停止されます。
- ・禁止の対象とされる製品は理事会規則 267/2012 の資料 IV に記載されています。制裁停止の対象となる製品については、追加資料 XI に詳細が記載されていますが「石油、瀝青炭、原油」に制限されています。資料 XI には、原油、ビチューメン、アスファルト、石油コークス、ワセリン、パラフィン以外の瀝青質材料から精製された石油など資料 IV に記載されている他の商品は含まれていません。したがって、これらの製品の輸送や輸入、購入に対する保険の禁止は解除の対象となりません。
- ・また、改訂規則は、第 11 章段落 1(a) および (b) には適用されないため、イラン産の原油および石油製品の EU への輸入、理事会規則 267/2012 の対象となる個人・団体によるイラン産の原油および石油製品の購入の禁止は緩和されません。

#### 石油化学製品—理事会規則 267/2012 第 13 条

- ・理事会規則 267/2012 第 13 章および資料 V が規定する石油化学製品に対する輸入、購入、輸送、保険の禁止が一時停止されます。

#### 金、貴金属—理事会規則 267/2012 第 15 条

- ・金および貴金属製品の提供、輸送、輸出入、購入禁止が一時停止されます。
- ・禁止解除の対象となる製品は追加資料 XII に記載されており、金、プラチナなどが禁止解除の対象ですが、ダイヤモンドの輸出入などの禁止は解除されません。

#### 資金援助の禁止—第 28 条

- ・特定の個人・団体への資金援助の禁止が緩和され、石油化学製品の輸入、購入、輸送などの契約履行のために資金援助の必要性がみとめられた場合、石油省への資金提供に対し所轄官庁の許可を得ることができます。

#### 金融取引の制限—第 30 条と 30 条 a

- ・送金の通知および許可の対象額が 10 倍に引き上げられます。

#### 原油・石油化学製品の貯蔵用または輸送用船舶—第 37 条 b

- ・イランの国民、組織、団体のため、あるいは他の国民、組織、団体であっても、船舶がイラン産、あるいはイランから輸出された原油や石油化学製品の輸送・貯蔵に使用されないことを確実にする措置を船舶提供者が講じない限り、船舶の提供を禁止する同条項が一時停止されます。

ただし、理事会規則 267/2012 に含まれる規制の多くは、緩和の対象とならず、引き続き有効であることを忘れてはなりません。また、既述のとおり、特定の石油製品およびダイヤモンドについては、イラン人および団体への保険、石油、ガス、石油化学業の技術および設備、海軍関連の機材および技術、企業向けソフトウェア、鉄鋼資源および半製品、天然ガスの提供は、引き続き禁止されています。イランの金融機関も、引き続き第 30 条が定める制約の対象であり、EU の金融機関との取引は禁止され、SWIFT メッセージシステムの使用も禁じられています。

#### 米国による制裁緩和措置

1 月 20 日に発表された JPOA” 実施資料” には次の書類が含まれます。

- (1) 共同行動計画実施のための制裁緩和命令に関するガイダンス (ガイダンス)、

- (2) イラン民間航空部門に関する許可申請手続きの方針（ライセンシングポリシー）、
- (3) 質問と回答の一覧（FAQs）

JPOA 実施に際し、ガイダンスでは、以下の禁止事項について制裁が緩和される旨、説明されています。

- ・イラン石油化学製品の取引
- ・イランの自動車製造業に関連する商品やサービスのイランへの販売、提供、輸送
- ・金および貴金属のイランとの取引

保険、輸送、金融サービスなど上記活動に付随する”関連サービス”もすべて許可されます。しかし、特定の制約は引続き有効です。

1. 米国民、米国法人、米国所有の外国企業など、米国の個人および団体による上記取引は、引続き禁止されます。
2. 制裁緩和の対象となる活動は、JPOA 期間中（つまり 2014 年 1 月 20 日から 2014 年 7 月 20 日）に開始・完了しなければなりません。
3. 特定の国民（SDN）による、あるいは SDN が関与する取引は、引続き制裁の対象となります。

またガイダンスには、中国、日本、韓国、台湾、トルコによる現行レベルのイラン産原油の輸入を認め、凍結されたイランへの支払を免除する旨、示されています。FAQs によると、凍結されていた外国金融機関からイランへの支払は総額 42 億ドルにのぼり、米国はそれらに対し特別な緩和措置を講じるとされています。

ライセンシングポリシーは、イラン民間旅客機の安全飛行の確保を目的とする迅速な許可申請手続きを可能にする”許可手続き方針”を打ち出しています。ただし、同ポリシーには、この緩和により発効されたライセンスは 2014 年 7 月 20 日に失効するため、すべての関連活動は失効日までに完了する必要があると記されています。

さらにガイダンスは、イランとの食物、農産物、薬品、医療機器の輸出入取引、支払、イランの国連への支払、イラン国民の海外における医療費の支払、イラン人学生の留学費政府助成金の支払などに対応する仕組みが構築される旨、示しています。

## まとめ

JPOA の第一段階の実施は、包括的な解決策の合意が得られることを期待して進められたものですが、イランと P5+1 の間で行われる交渉は難航することが予想されることも忘れてはなりません。

JPOA の第一段階に含まれる一部の制裁緩和により、イランとの取引の機会は、ある程度増えますが、米国および EU のいずれにおいても、多くの制約は引続き有効であり、これらは管轄地域外でも適用されます。例えば、イラン金融機関との取引に関する制限やイランの石油および原油部門への投資に関する制限は、EU、米国ともに有効です。これら重複する地域外の制約は特に複雑です。イランとの新たな取引を始める際には、十分な注意を払い、法的アドバイスを仰ぐ必要があります。